
2023年度検討方針

IPA 調査内容

- パートナーシップでは従来から各方面で適切な脆弱性対処が行われるように取り組んできている。
- 2021年度には、Pガイドラインの改善、改訂案作成に向けて、ソフトウェア製品開発者（以下「製品開発者」）と**調整する過程に発生している3つの課題**に対して検討を行い、それぞれに検討を要する事項を含んでいることが判明している。
- 他方、2018年4月からは、重要インフラ事業者に対して、脆弱性対策情報をJVN で公表する前に優先的に提供（以下「優先情報提供」）しているが、より迅速かつ効果的な対策のために**より早い段階で情報提供**をしたり、**追加情報を提供**することで有効な対策ができるように検討したい。加えて、現在の優先情報提供先からさらに**他の重要インフラ分野にも情報を提供**できるように検討したい。
- ついては、**製品開発者と調整する過程に発生している3つの課題**について、これまでの調査結果やJPCERT/CCが把握している製品開発者の状況等を踏まえて検討を行い、**Pガイドラインの改訂といった効果的な対応を実施**する。併せて、**優先情報提供に関する課題**を解決するために、これまでの議論内容や現状について整理した上で、**ヒアリング調査等を行い、改善案をとりまとめる**。

① 製品開発者と調整する過程における3つの課題に関する調査

Pガイドラインの改訂案

② 優先情報提供の内容拡充等に関する調査

優先情報提供の内容拡充案の整理

③ パートナーシップの運用改善事項等の調査及びPガイドラインへの反映

Pガイドラインの改訂案

製品開発者と調整する過程における3つの課題に関する調査

- パートナーシップでは、受付機関であるIPAが受理した脆弱性情報を調整機関であるJPCERT/CCに通知し、JPCERT/CCは製品開発者に脆弱性の検証や検証した結果の報告を求めるといった調整を行っている。この過程において、以下の**3つの課題**が生じている。
 - 脆弱性の悪用を示す情報に関する情報の取扱い等に関する課題
 - 製品開発者の脆弱性への対応目途（45日）に関する課題
 - 「製品開発者がすべての製品利用者に通知する場合」における取扱い終了に関する課題

- 「脆弱性の悪用を示す情報に関する情報の取扱い等に関する課題」については、悪用を示す情報の他での表示事例等の文献調査等を行い、この調査結果を参考に、**悪用を示す情報をJVNに追記したイメージ案**や、悪用を示す情報に関して**各当事者に推奨される行為をPガイドラインに追記した修正案**、脆弱性対策情報の公表における悪用を示す情報に関する**推奨事項を「ソフトウェア製品開発者による脆弱性対策情報の公表マニュアル」に追記した修正案**等を作成する。

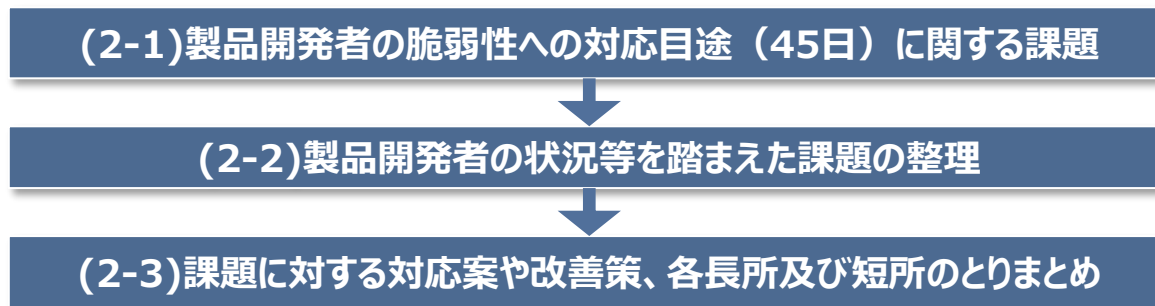
(1-1)脆弱性の悪用を示す情報に関する情報の取扱い等に関する課題

(1-2)文献調査

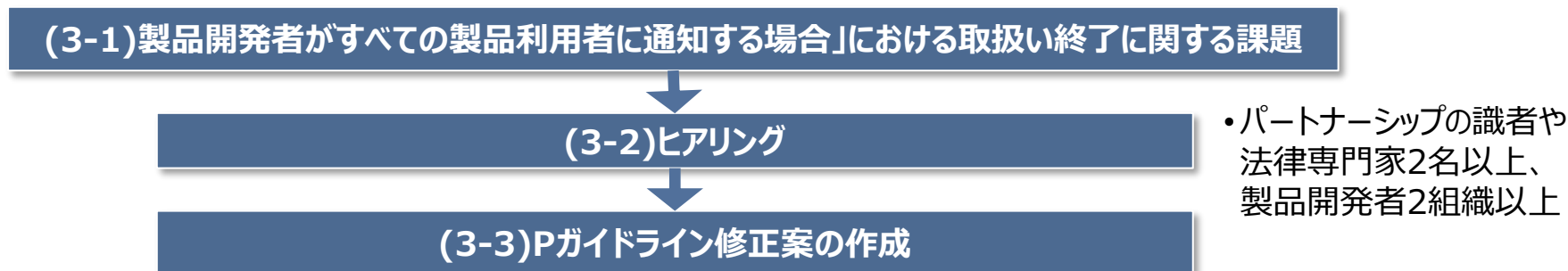
(1-3) Pガイドライン修正案の作成
ソフトウェア製品開発者による脆弱性対策情報の公表マニュアル修正案の作成

製品開発者と調整する過程における3つの課題に関する調査


- 「製品開発者の脆弱性への対応目途（45日）に関する課題」については、2021年度の脆弱性研究会で示された「**製品開発者の状況や課題を把握する必要性がある**」との意見に基づき、JPCERT/CCが把握する製品開発者の状況等を踏まえて、**製品開発者が抱える課題を整理し、個々の課題に対する対応案及び改善策の内容、それぞれの長所及び短所を検討し、検討結果をとりまとめる。**



- 「製品開発者がすべての製品利用者に通知する場合」における取扱い終了に関する課題」については、2021年度の脆弱性研究会で示された「告示の定義規定における**汎用性を有する製品**」との要件との関係から**整理が必要**であり、その適用する場合についての**例示といったわかりやすい説明が必要**である」との意見に基づき、パートナーシップの識者や法律専門家2名以上、製品開発者2組織以上へのヒアリングを行い、その意見を踏まえてPガイドラインの修正案を作成する。

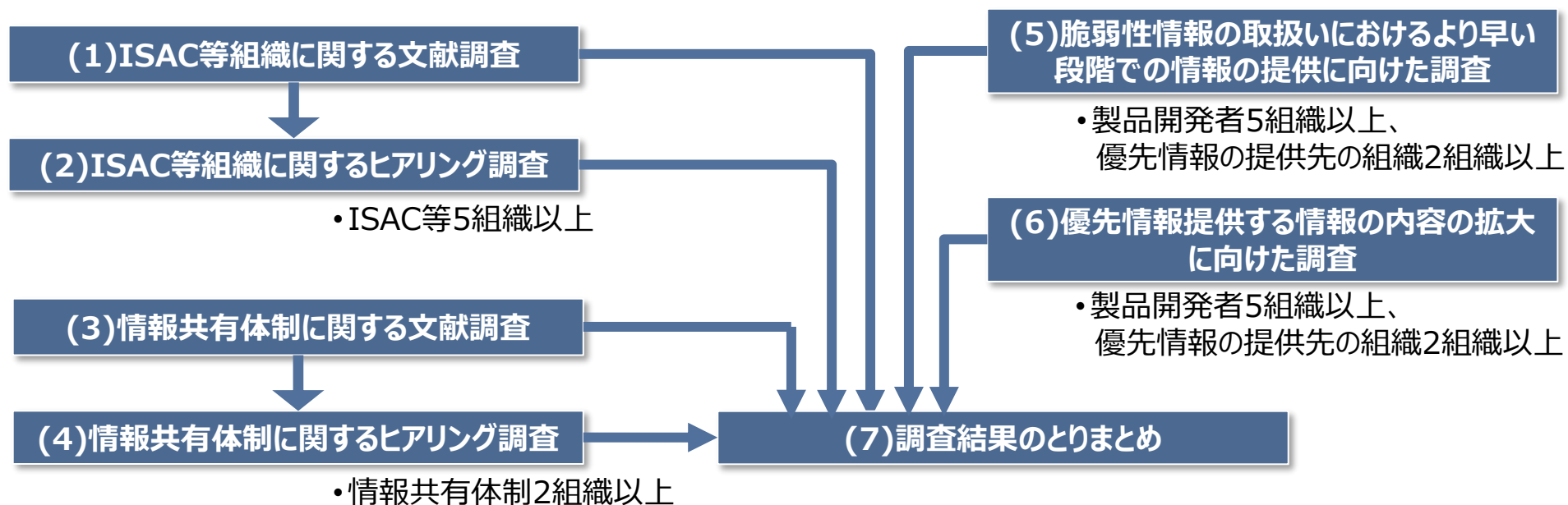


IPA 優先情報提供の内容拡充等に関する調査

- パートナーシップでは、脆弱性による国民の日常生活に必要なサービスへの被害を低減するために、これらのサービスを提供する**重要インフラ事業者等及び政府機関**に対して、**脆弱性対策情報をJVNで公表する前に優先的に提供**している。この優先情報提供について、**提供先の拡大**、脆弱性情報の取扱いにおける**より早い段階での情報の提供**、及び**優先情報提供する情報の内容拡大**のための調査を実施する。
- 
- **ISAC等組織**に関する文献調査を行い、**新たな優先情報提供先となり得る候補**を5組織以上特定する。この候補組織への**ヒアリング調査**を行い、**優先情報提供の実施の可能性**、**実施に当たっての課題**、及び**課題解決策**についてとりまとめる。同様に**情報共有体制**に関する調査を行う。
 - また、**現在は公表日の調整の段階で実施している優先情報提供**を**より早い段階で実施**できるようにするための**改善策を複数検討**し、この改善策について、製品開発者5組織以上、優先情報の提供先の組織2組織以上に対して**ヒアリング**を行い、ヒアリングの結果を踏まえて改善策の修正・取りまとめを行う。

IPA 優先情報提供の内容拡充等に関する調査

- さらに、現在はJVNで公表している情報と同等の情報である優先情報提供に関して、より効果的な脆弱性対策の実施を目的としてより多くの情報を提供出来るようにしたり、優先情報提供の機会を拡大する観点からより少ない情報を提供出来るようにするための改善策を複数検討し、この改善策について、製品開発者5組織以上、優先情報の提供先の組織2組織以上に対してヒアリングを行い、ヒアリングの結果を踏まえて改善策の修正・取りまとめを行う。
- そしてこれらの調査結果を「優先情報提供の内容拡充等に関する調査の報告書」としてとりまとめる。



詳細は資料1-6を参照のこと

パートナーシップの運用改善事項等の調査及び Pガイドラインへの反映

- パートナーシップでは、製品開発者への連絡及び公表に係る調整が不可能であると判断した届出（以降「調整不能案件」）に対して、公表判定委員会を開催して脆弱性情報を公表するか否かを判定の上、その判定結果により脆弱性情報を公表している。2018年度の脆弱性研究会において調整不能案件に関する運用改善の検討を行った。
- ▼
- 2018年度においては、検討した運用改善方針を、公表判定委員会の委員に説明し、了承を得るものとされた。
- ▼
- 2021年度及び2022年度の公表判定委員会において、公表判定委員会委員から了承を得た。
 - ついては、2018年度の運用改善方針をガイドラインにおいて明確化しつつ、必要な条項の整理を行いたい。

(1) 調整不能案件の改善に関する調査及びPガイドラインへの反映



(2) Pガイドラインの修正案を作成

詳細は資料1-7を参照のこと